八　肉豚（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条第七号に掲げる事業のうち養豚経営安定対策事業の対象となる豚（当該事業を利用しない者が飼養するものを含む。）に限る。）

ニ　（略）

三　（略）

附　則

（農業共済組合等の経理に関する経過措置）

第六条　（略）

2　農業共済組合等の平成三十四年四月一日前に開始した事業年度についての第三十条の規定の適用については、同条中「第二十七条第一項第一号から第七号まで及び同条第二項第二号に掲げる勘定ごと」とあるのは、「第二十七条第一項第一号（共済事業を行う市町村にあっては、令第十六条第三号）に掲げる勘定にあってはこの省令による改正前の農業災害補償法施行規則（以下「旧規則」という。）第十九条第一項第三号に規定する果樹区分（特定組合にあっては同条第三項第一号に規定する果樹共済保険区分、都道府県連合会にあっては同条第五項第一号に規定する果樹共済再保険区分）ごと、第二十七条第一項第四号（共済事業を行う市町村にあっては、令第十六条第四号）に掲げる勘定にあっては旧規則第十九条第一項第四号に規定する畑作物区分（特定組合にあっては農業災害補償法の一部を改正する法律による改正前の農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十一条の四第四項に規定する畑作物共済保険区分、都道府県連合会にあっては同法第百三十四条第三項に規定する畑作物共済再保険区分）ごと」とする。

3・4　（略）

八　肉豚（繁殖の用に供した後食用として肉豚と一体的に販売される豚を含み、肥育又は繁殖の用に供するために販売されるものを除く。）

ニ　（略）

三　（略）

附　則

（農業共済組合等の経理に関する経過措置）

第六条　（略）

2　農業共済組合等の平成三十四年四月一日前に開始した事業年度についての第三十条の規定の適用については、同条中「第二十七条第一項第一号から第七号まで及び同条第二項第二号に掲げる勘定ごと」とあるのは、「第二十七条第一項第一号（共済事業を行う市町村にあっては、令第十六条第三号）に掲げる勘定にあってはこの省令による改正前の農業災害補償法施行規則（以下「旧規則」という。）第十九条第一項第三号に規定する果樹区分（特定組合にあっては、同条第三項第一号に規定する果樹共済保険区分）ごと、第二十七条第一項第四号（共済事業を行う市町村にあっては、令第十六条第四号）に掲げる勘定にあっては旧規則第十九条第一項第四号に規定する畑作物区分（特定組合にあっては、同条第三項第二号に規定する畑作物共済保険区分）ごと」とする。

3・4　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十七号

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）の施行に伴い、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）	（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）
第四条の五　令第八条第一項第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。	**第四条の五**　令第八条第一項第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項（同項第五号を除く。）の業務又は同条第三項の業務（国又は地方公共団体の委託に基づくものに限る。）に係る施設	六　独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項（同項第五号を除く。）の業務又は同条第二項の業務（国又は地方公共団体の委託に基づくものに限る。）に係る施設
七～二十八　（略）	七～二十八　（略）
2　（略）	2　（略）
第八条の二　法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第七項の異議の申出には、土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十七条から第十七条の四までの規定を準用する。	（新設）